

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年6月28日  
厚生労働省  
職業安定局需給調整事業課

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年6月7日（金）から同年6月19日（水）まで御意見を募集したところ、9件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	たった5万円を支援しても意味がない。	本助成金につきましては、派遣元事業主において、本年4月当初から労使協定見直しまでの間の現行協定と新協定との賃金の差を補う取組が円滑に進むよう、賃金制度の整備・改善等に係る基本経費（定額5万円）に加え、雇用する派遣労働者の人数に応じた額（1人につき1万円）を加えた額（これを超える額を支払う場合は当該額）を支給することとしております。
2	国の落ち度で本件事案が発生しているにもかかわらず、助成金を派遣元事業主に助成することや、事業主が積み立てた雇用保険二事業積立金から助成金を拠出することは納得	今般の措置は、年度途中での作業を追加的に行うことを余儀なくされ、あわせて現行協定と新協定の差を補う対応を短期間のうちに行うこととなる派遣元事業主の負

	できない。派遣元事業主の負担で対応するか、一般会計から拠出するか、その他の改善策を探り対応することを検討すべき。	担に鑑み、①労働者の雇用の安定、②早急な対応の必要性、③事業主支援による措置という観点を総合的に考慮し、雇用保険二事業から助成金を拠出することとしたものです。
3	一般賃金水準が下がったことを事由に、支払った賃金を遡及して労働者から取り戻す事業者は対象外としてほしい。	今回の助成措置は、令和6年度に適用される賃金制度について、派遣元事業主が、訂正後の指数による一般賃金水準以上となるよう、労使協定を再締結するとともに、年度当初から協定再締結までの期間における差額を補う対応等（訂正後の指数による一般賃金水準に対する自社の賃金額の相対優位度を維持するために賃金引上げを行った場合も含む。）を実施した場合を対象（ただし令和6年度内に実施したものに限り。）とすることとしています。
4	誤った通達によって必要以上に高い賃金を設定することとなった派遣元事業主への救済措置も合わせて講じるべき。	今回の助成措置は、令和6年度に適用される賃金制度について、派遣元事業主が、訂正後の指数による一般賃金水準以上となるよう、労使協定を再締結するとともに、年度当初から協定再締結までの期間における差額を補う対応等（訂正後の指数による一般賃金水準に対する自社の賃金額の相対優位度を維持するために賃金引上げを行った場合も含む。）を実施した場合を対象（ただし令和6年度内に実施したものに限り。）とすることとしています。
5	助成額についても原則基本経費5万円・派遣労働者1人あたり1万円、例外実費上限とされているが、明確な金額根	助成の組立て及び額については、個々の派遣元事業主の状況に応じた助成を可能とすることや、可能な限り

	拠が示されていない。仮に助成を実施するとして、助成額を定額とするのではなく、賃上げにかかった原資や外部コンサルティング費用など実費総額とすべき。	迅速に申請及び支給に係る事務を行うこと等を勘案した上で設定したところです。 なお、支給額は、賃金制度の整備・改善等に係る基本経費（定額5万円）及び雇用する派遣労働者の人数に応じた定額（1人につき1万円）を加えた額としておりますが、これを超える額を支払う場合は、当該額を支給することとしております。
6	同一労働同一賃金を守らない派遣元会社は罰してください。	同一労働同一賃金を含め、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に違反する事案があれば、行政指導を行い、これにもかかわらず違法状態が継続している場合には、許可事業者に対し、改善命令や事業停止、許可取消しを含めた対応を行うこととしており、改善命令に違反した者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に、事業停止命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしております。
7	同一労働同一賃金を実現出来た派遣元事業主にのみ助成金を支給すべき。	今回の助成措置は、令和6年度に適用される賃金制度について、派遣元事業主が、訂正後の指数による一般賃金水準以上となるよう、労使協定を再締結するとともに、年度当初から協定再締結までの期間における差額を補う対応等（訂正後の指数による一般賃金水準に対する自社の賃金額の相対優位度を維持するために賃金引上げを行った場合も含む。）を実施した場合を対

		象（ただし令和6年度内に実施したものに限る。）と することとしています。
--	--	---

※上記のほか、9件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。